

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言について

安倍内閣総理大臣は、本日、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、7都府県を対象に「緊急事態宣言」を発令した。これに伴い、全国の市町村において同法に基づく対策本部が設置され、まん延防止に関する措置、医療等の提供体制の確保、住民生活及び地域経済の安定などについて、国及び都道府県・市町村が連携して、更なる対策を推進していくこととなる。

現在、都市部では感染者が急増し、医療の現場では瀬戸際の状況が続いており、地方においても各地でクラスターが発生しているが、今後更に感染が拡大すれば、医療崩壊により国民生活及び国民経済は危機的な状況に陥る恐れがある。

我々町村は、今般の「緊急事態宣言」に至った深刻な事態をしっかりと受け止め、国及び都道府県・都市自治体とともに一丸となって、どの地域の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を取り戻すため、感染拡大防止に全力で取り組んでいく決意である。

令和2年4月7日

全国町村会長
荒木泰臣